

## 近況報告

副会長 村田 実

日本弁理士の副会長に就任して7ヵ月ほどが過ぎました。私の担当分のうち主だったことにつきまして、現在までの状況を簡単に報告します。

### 1. 倫理関係

まず、会員の倫理の向上が重要ということで、倫理委員会に非常にご苦勞をかけています。年度始めから、義務研修としての倫理研修の講師役を倫理委員会から派遣するようしておりますが、倫理研修のおかげか、最近では、会員からの倫理に関する質問が日本弁理士会に数多く寄せられるようになりました。この会員からの倫理に関する質問については、倫理委員会において検討、回答してもらうようにしました。

次に、会員の倫理向上に役立つよう、綱紀委員会において、過去の綱紀委員会および審査委員会で審議された倫理問題を事例集としてまとめてもらい、それを会員に発表する予定になっております。現在の進行状況は、各事例についてのまとめが終了した段階で（全部で19事例）、後は、理解し易い形式に全体をまとめる作業が残るのみとなっております。

### 2. 国際関係

本年度は、国際活動委員会、海外協力委員会の他に、国際政策委員会を新たに立ち上げました。将来的には、これら3つの委員会を統合して、国際センター的な機構にできればという笹島会長の構想があり、国際政策委員会はその頭脳的な機能を期待される委員会となります。

国際政策委員会は、外弁（外国法事務弁護士）の問題をも扱う委員会となっておりますが、本年度は外弁法の改正が絡む年度となっており、現在までは、外弁法改正の問題に集中せざるを得ない状況となっております。

外弁法改正の論点は、外弁による日本弁護士の単独雇用を認めるか否かの1点に集中していると言ってよいと思います。外弁と日本弁護士との間で特定共同事業を行えますが、日本弁護士連合会は、この特定共同事業体が共同で日本弁護士を雇用することまでは容認しましたが、外弁が単独で日本弁護士を雇用すること（単独雇用）の禁止は維持されるべきという考えを持っています。1ヵ月ほど前までは、単独雇用もやむなしという雰囲気を感じられましたが、現在の状況は、単独雇用禁止が維持される可能性も十分残っていると感じています。いずれにしても、ここ1ヵ月程度で、この点がクリアになるものと思われ（外弁法改正は来年3月頃を予定）。

### 3. 弁理士手数料

弁理士の標準料金表が撤廃されてから数年が過ぎました。会員の多くは、撤廃直前の標準料金表を参考にしながら、固有の料金表を適用しているものと推察します。

一方、知的財産に関する専門人員を有しない中小企業、ベンチャー企業、個人にあっては、弁理士に依頼するときの料金が分からないという思いがあります。これが故に、弁理士の料金が低いという疑念を持たれることにもなりかねず、会員への苦情相談受付窓口においても、料金問題はかなりのウエートを占めます。

こういった中で、本年度は、弁理士手数料に関するアンケートをとる予定となっております（国内出願関連のみ）。具体的には、総合政策委員会においてアンケートを作成してもらっており、現在その最終的な詰めを行っている状況です。遅くとも平成14年度中には、会員宛にアンケートを発送する予定であり、アンケート結果は、なるべく早い時期に、日本弁理士会のホームページ等で広く公表したいと思っております。

弁護士等の他の士業においても、標準料金表の撤廃が進められつつある状況下にあります。手数料の実体を広く公表することは、日本弁理士会が初めてのケースになると思われ。この公表結果が、中小企業等の依頼人の参考に役立つことを願っております。